

道路外利便施設の協定について

関東地方整備局道路部路政課

1. 道路外利便施設管理制度の概要

平成19年の道路法改正により、道路管理者は、その管理する道路に、並木、街灯その他道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する一定の工作物又は施設を設けることが当該道路の構造又は周辺の土地利用の状況により困難である場合において、当該道路の通行者又は利用者の利便の確保のため必要があると認めるときは、当該道路の区域

外にあるそれらの工作物又は施設（以下「道路外利便施設」という。）について、道路外利便施設所有者等との間において、協定を締結して、当該道路外利便施設の管理を行うことができることとなりました。（道路法第48条の17、第48条の18、第48条の19）

2. 事例紹介

道路外利便施設の協定について、全国で初めての事例「一般国道1号における道路外利便施設に関する協定」を紹介します。

本件は、一般国道1号横浜市鶴見区において、一部歩道幅員が狭くなっている国道の隣接地に、横浜市が所有している土地を社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会が横浜市東部病院の敷地として使用貸借契約を締結し、公開空地として管理している土地が存していました。

そこで、道路管理者として、道路外利便施設協定制度を適用し、幅員の狭い歩道と公開空地を一体的に管理することによって、安全で快適な歩行空間の確保が図れると考え、公開空地所有者等と道路外利便施設の協定締結に向けて協議を行っているものです。

(1) 協定締結の要件について

道路管理者は、その管理する道路に並木、街灯その他道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する工作物又は施設を設けることが当該道路の構造又は周辺の土地利用の状況により困難である場合において、当該道路の通行者又は利用者の利便



の確保のため必要があると認めるときは、当該道路の区域外にあるそれらの道路外利便施設について、道路外利便施設所有者等との間で、協定を締結して、当該道路外利便施設の管理を行うことができることとされています。(道路法第48条の17第1項)

本件箇所は、市街化が進んだ地域であって歩道の幅員も狭く、道路を拡幅して新たな道路附属物等を設けることも、道路区域内に道路の附属物等を設けることも困難であり、当公開空地が通路として利用できるようになることは、道路の通行者又は利用者の利便の確保という観点からも要件に合致しました。

(2) 道路外利便施設所有者等の全員合意について

道路管理者は、利便施設協定の締結に当たっては、道路外利便施設所有者等の全員の合意がなければなりません。(道路法第48条の17第2項)

本件では、道路外利便施設の所有者である社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会業務担当理事(以下「乙」という。)と道路外利便施設の敷地である土地所有者として横浜市長(以下「丙」という。)と道路管理者である関東地方整備局長(以下「甲」という。)とで平成20年4月から協議を行い、同年5月に協定の締結について基本合意があり、同年11月に協定案文の提示を行い、同年12月に協定案文について基本合意がありました。

(3) 利便施設協定の公告

道路管理者は、利便施設協定を締結しようとするときは、協定利便施設の名称等について公告し、当該利便施設協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければなりません。(道路法第48条の18第1項)

本件では、平成21年3月27日に協定を締結しようとする場合の公告を行いました。縦覧期間満了の日までに利害関係人から意見書は提出されなかったため、同年4月23日付けで乙及び丙に対して協定締結の協議を行っております。

(4) 協定内容について

道路外利便施設に関する協定においては、次の事項を定めることとされています。(道路法第48条の17第1項)

①利便施設協定の目的となる道路外利便施設

協定の対象となる道路外利便施設について規定することとし、対象となる道路外利便施設の名称、施設の所在地、敷地面積を記載することとなっています。

本件では、道路外利便施設の名称は一般国道1号横浜東部病院前通路、施設の所在地は横浜市鶴見区下末吉3丁目705番8、同番24、敷地面積は416.6㎡です。

②協定利便施設の管理の方法

協定に基づき道路管理者が行う道路外利便施設の管理の範囲(道路外利便施設の維持又は修繕その他の管理に関する事項)及びその管理に要する費用の負担割合について、あらかじめ協議して定めることとされています。

本件では、主に、甲は、通路及び視覚障害者用点字ブロックの維持、修繕を行い、乙は、甲が行う道路外利便施設の管理以外の管理を行うものとし、通路の日常巡視、通路の清掃を行うものとしており、原則としてそれぞれの管理に要する費用を負担します。

③利便施設協定の有効期間

利便施設協定の締結は、道路外利便施設の長期にわたる継続的な効果を図ることを目的としているところであり、原則として、道路外利便施設の存する期間とすることが望ましいとされており、本件についても、協定を締結した日から道路外利便施設の存する期間としています。

④利便施設協定に違反した場合の措置

締結した協定の内容が確実に履行されるよう必要な事項について規定することとされており、本件では、相当の期間を定めて本協定を適正に履行すべき旨を申し入れることができるものとし、なお違反の状態が継続しているときは、本協定の適正な履行のため必要な措置を自ら講じ、又は本協定に違反した者に対する申し入れ

により本協定を解除することができるものとして
ています。

⑤ 利便施設協定の掲示方法

利便施設協定は、協定を公示した場合においては、その後の道路外利便施設の所有者となった者に対しても効力が及ぶものであることを踏まえ、道路外利便施設の適正な管理に支障の生ずることのないようすることとし、道路管理者の特定の事務所において、協定又はその写しを閲覧に供している旨、道路外利便施設又はその敷地内の見やすい場所に掲示することとされています。本件については、適当な掲示場所を選定中です。

⑥ その他協定利便施設の管理に関し必要な事項

その他協定利便施設の管理に関し必要な事項には、協定の変更、廃止に関する事項、協定遵守の関する事項等を規定しています。

(5) 利便施設協定の効力について

道路管理者は、利便施設協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示しなければならず、公示のあった利便施設協定は、当該公示の後に協定利便施設の道路外利便施設所有者等となった者に対しても、その効力を有します。

利便施設協定は、道路管理者と道路外利便施設所有者等との基本的な関係を定めるものですが、道路外利便施設所有者等は、その所有する利便施設について、自由に譲渡、処分することができ、相続、差押え等により、その所有者が替わることも想定されるため、一度締結した協定の効力は、その後、新たな所有者となる者に対しても及ぶこととして、道路外利便施設の道路への効果を長期にわたり継続的に確保するものです。(道路法第48条の19)

本件では、乙及び丙から異存がなければ、利便施設協定を締結し、平成21年5月中には利便施設協定を締結した公示を行う予定です。

道路外利便施設 協定平面図

1/500

